

平成25年度入善町人事行政の運営等の状況

入善町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年入善町条例第1号）第6条の規定に基づき、入善町人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、平成26年4月1日現在の状況等を公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

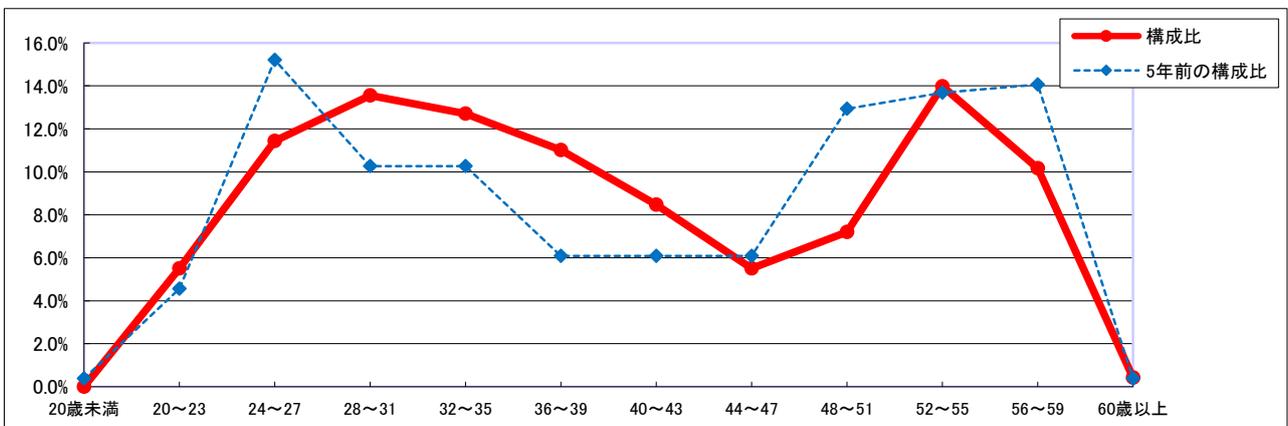
(単位：人)

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4		
		総務	37	36	△ 1	業務見直しによる減
		税務	13	12	△ 1	業務見直しによる減
		民生	89	92	3	保育士の補充
		衛生	13	12	△ 1	退職者の不補充
		労働				
		農林水産	11	11		
		商工	4	5	1	業務見直しによる増
		土木	18	19	1	業務見直しによる増
		計	189	191	2	(参考) 人口1万人当たり職員数 72.24人 (類似団体の人口1万人当たり職員) 58.80人
	教育部門	27	27			
	小計	216	218	2	(参考) 人口1万人当たり職員数 82.45人 (類似団体の人口1万人当たり職員) 72.64人	
公営企業等	下水道	9	7	△ 2	業務見直しによる減	
	その他	11	11			
	小計	20	18	△ 2		
合計			236 [264]	236 [264]	0	(参考) 人口1万人当たり職員数 89.26人

(注) 1 職員数は国の定員管理調査のうち部門別に計上された人数です。

2 [] 内は、条例定数の合計です。なお、平成25年4月1日に条例定数290人を264人に改正しています。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	13人	27人	32人	30人	26人	20人	13人	17人	33人	24人	1人	236人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	188	189	184	190	189	191	3 (1.6 %)
教育	30	28	25	24	27	27	△ 3 (△ 10.0 %)
消防	26	25	25	25	0	0	△ 26 (△ 100.0 %)
普通会計計	244	242	234	239	216	218	△ 26 (△ 10.7 %)
公営企業等会計	19	19	19	20	20	18	△ 1 (△ 5.3 %)
総合計	263	261	253	259	236	236	△ 27 (△ 10.3 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(4) 採用の状況(平成25年度)

12名採用(競争試験：12名)

(5) 昇任の状況(平成25年度)

15名(課長：2名、主幹：1名、課長代理：4名、係長：5名、保育所長：3名)

※()内は昇任後の階層等毎に分類したもの

(6) 退職の状況(平成25年度)

11名退職

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H26.1.1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	26,440	11,820,027	426,051	1,597,641	13.5	16.9

(注) 1 普通会計とは、下水道事業・国民健康保険等を除く町事業全般を行うための会計をいいます。

2 人件費は、町長・議員等の特別職に支給される給料・報酬などを含まず。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

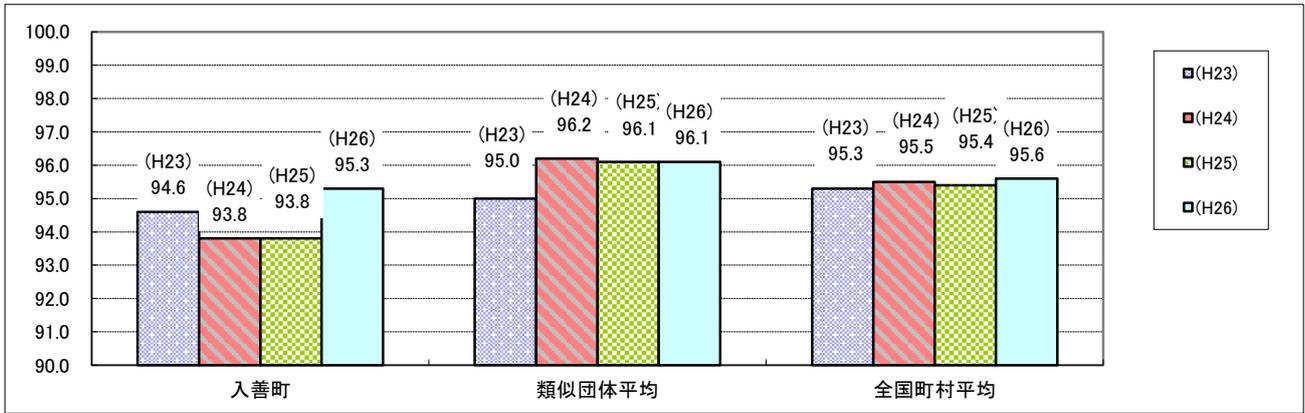
区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A	類似団体平均1人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 215	千円 694,656	千円 70,686	千円 240,352	千円 1,005,694	千円 4,678	千円 5,351

(注) 1 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。(「地方公務員給与実態調査」の普通会計関係の職員数合計)

2 給与費は、「地方財政状況調査」による普通会計決算額(事業費支弁分を含む)ものです。

3 職員手当には、退職手当・児童手当は含まれません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に
取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
 （内容） 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
入善町	39.0 歳	289,562 円	323,084 円	304,715 円
富山県	44.3 歳	341,900 円	418,300 円	366,990 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	41.8 歳	312,255 円	361,463 円	337,295 円

② 技能労務職

区分	公務員				平均給与月額 (国ベース)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	
入善町	44.1 歳	25 人	237,848 円	243,056 円	238,828 円
うち学校給食員	48.8 歳	7 人	265,000 円	268,202 円	265,000 円
うち用務員	41.3 歳	4 人	229,925 円	234,075 円	229,925 円
うちその他技能労務職	42.6 歳	14 人	226,536 円	233,049 円	228,286 円
富山県	54.6 歳	105 人	344,700 円	380,500 円	358,377 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円
類似団体	49.8 歳	13 人	275,080 円	291,592 円	283,324 円

民間			参考	区 分	参 考		
対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	A/B		年収ベース (試算値) の比較		
					公務員 (C)	民間 (D)	C/D
—	—	—	—	入 善 町	—	—	—
調理士	43.0 歳	247,000 円	1.09	うち学校給食員	3,888,400 円	3,296,700 円	1.18
用務員	54.3 歳	199,300 円	1.17	うち用務員	3,880,788 円	2,747,000 円	1.41

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成23年～25年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、

公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(6) 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分		入善町	富山県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	(Ⅱ種) 172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	(Ⅲ種) 140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	—
	中学卒	129,200 円	129,200 円	—

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成26年4月1日現在)

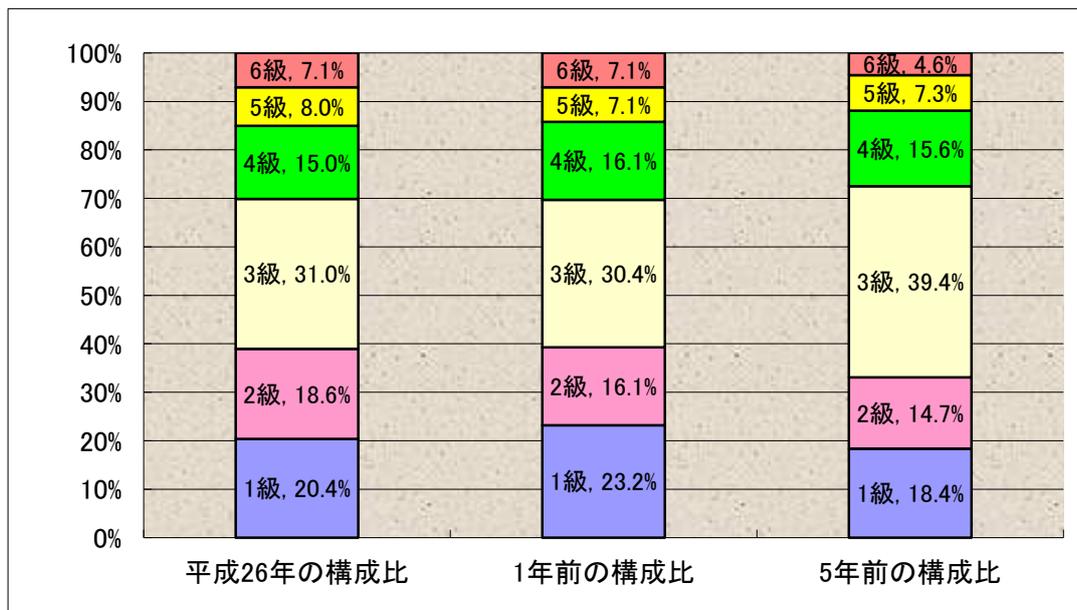
区 分 \ 経験年数		10年以上 ～ 15年未満	15年以上 ～ 20年未満	20年以上 ～ 25年未満
		一般行政職	大学卒	266,906 円
一般行政職	短大卒	— 円	299,000 円	362,900 円
	高校卒	— 円	— 円	325,800 円
	技能労務職	高校卒	— 円	— 円
技能労務職	中学卒	172,400 円	200,040 円	— 円

(8) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事 技師 主事補	23人	20.3%	135,600円	243,700円
2級	主事 技師	21人	18.6%	185,800円	307,800円
3級	係長 主査 主任	35人	31.0%	222,900円	354,700円
4級	課長代理 係長 主査	17人	15.0%	261,900円	388,300円
5級	課長 班長 主幹	9人	8.0%	289,200円	400,600円
6級	参事 課長	8人	7.1%	320,600円	422,600円
計		113人	100.0%	—	—

- (注) 1 入善町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

② 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年4月1日及び10月1日を評定基準日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

業績、態度及び能力を総合的に5段階（A～E）の絶対評価を実施し、その評価結果に基づき昇給区分（0～8号給）を決定。

平成26年1月1日の昇給において、昇給対象職員207名中の分布の状況は、上位区分（4～8号給）に決定された者が20.3%、標準区分（2～4号給）に決定された者が74.4%、下位区分（0～2号給）に決定された者が5.3%であった。

※「〇～〇号給」となっているのは、55歳以上の職員は昇給号数が2分の1に抑制されているためである。

(9) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

入 善 町	富 山 県	国
1人当たり平均支給額 (H25年度) 1,127 千円	1人当たり平均支給額 (H25年度) 1,414 千円	—
(H25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(H25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(H25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5% ~ 15% ・ 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5% ~ 20% ・ 管理職加算 15% ~ 25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5% ~ 20% ・ 管理職加算 10% ~ 25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

〈参考〉 勤勉手当への勤務実績の反映の状況

<p>1. 勤務実績の評定の実施状況</p> <p>地方公務員法第40条に基づき、毎年4月1日及び10月1日を評定基準日として全職員に対して勤務実績の評定を実施。</p> <p>2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況</p> <p>業績、態度及び能力を総合的に5段階（A～E）の絶対評価を実施し、その評価結果に基づき成績率を決定。</p> <p>平成25年12月の勤勉手当において、支給対象職員210名中の分布状況は、上位区分（73/100～80/100）に決定された者が17.1%、標準区分（66.0/100～67.5/100）に決定された者が77.2%、下位区分（53/100～60/100未満）に決定された者が5.7%であった。</p>
--

② 退職手当(平成26年4月1日現在)

入 善 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 9,249 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算) 19,956 千円

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当 制度無

④ 特殊勤務手当 制度無 (※平成17年4月1日から特殊勤務手当廃止)

⑤時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	40,546千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	189千円
支給実績（24年度決算）	47,283千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	203千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数です。
（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）

⑥その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(H25年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 扶養親族1人につき 6,500円 （配偶者がいない場合はそのうち1人について11,000円） 3 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子 1人につき5,000円を加算	同じ		10,351千円	178,472円
住居手当	1 借家等 ① 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ② 家賃23,000円を超える場合 （家賃-23,000円）×1/2+11,000円 （最高限度額27,000円）	同じ		3,529千円	235,260円
通勤手当	1 交通機関等利用職員 1月当たりの運賃等相当限度額 55,000円	同じ		9,599千円	51,884円
	2 自動車等使用職員 3,000円 ～ 31,500円 （2km以上～4km未満）（60km以上）	異なる	国は2,000円～ （2km以上～5km未満） 24,500円（60km以上）		
管理職手当	管理又は監督の地位ある職員の職務の級及び役職の区分別に定額が支給 6級 66,400円 ～ 5級 38,800円	異なる	職務の級が異なる	9,555千円	502,871円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一回の勤務につき 4,200円	同じ		521千円	4,200円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ・6時間以下の場合 6,000円～4,000円 ・6時間を超える場合9,000円～6,000円	異なる	国は ・6時間以下の場合 12,000～6,000円 ・6時間を超える場合 18,000～9,000円	156千円	9,147円

(10) 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	町 長	822,000 円	〈参考〉類似団体における最高／最低額 900,000 円 / 514,000 円	
	副町長	673,000 円	716,000 円 / 461,000 円	
報酬	議 長	362,000 円	420,000 円 / 288,000 円	
	副議長	314,000 円	343,000 円 / 200,000 円	
	議 員	294,000 円	303,000 円 / 180,000 円	
期末手当	町 長 副町長	(平成25年度支給割合) 2.95 月分		
	議 長 副議長 議 員	(平成25年度支給割合) 2.95 月分		
退職手当	町 長	(算定方式) 給与月額×在職月数/12月×500/100	(1期の手当額) 1,644万円	(支給時期) 任期毎
	副町長	給与月額×在職月数/12月×280/100	754万円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給与月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

勤 務 時 間	8:30 ~ 17:15
休 憩 時 間	12:00 ~ 13:00

※ 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員(保育所、各種施設)は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇、休業制度の状況

職員の休暇、休業制度については、町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区 分	休暇(休業)期間等	平成25年の取得状況	
年次休暇	20日(1年あたり)	平均 5.9日	
特別 休暇	夏季休暇	4日以内(〃)	平均 3.8日
	ボランティア休暇	5日以内(〃)	取得者 0人
	子の看護休暇	子1人の場合5日、子2人以上の場合10日(〃)	取得者 2人
	介護休暇	要介護者が1人の場合5日、2人以上の場合10日(〃)	取得者 0人
病気休暇	90日以内	取得者 16人 (5日以上連続取得者 12人)	
介護休暇	6月以内	取得者 0人	
育児休業	子が3歳に達する日までの期間	取得者 15人 (H25年の新たな取得者 9人)	

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成25年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

降 任	免 職	休 職	降 級	合 計
— 人	— 人	2 人	— 人	2 人

※ 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職質を十分に果たすことができない場合に行われる職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

平成25年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
4 人	1 人	— 人	— 人	5 人

※ 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

5. 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成25年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免 除 の 事 由	平成25年度の承認件数
研修を受ける場合	28 件
定期健康診断等、厚生に関する計画の実施に参加する場合	6 件
当該地方公共団体の特別職、消防団員等としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	— 件
任命権者が特に認める場合（職員永年勤続表彰出席、運転免許教習、職員団体交渉等）	3 件
合 計	37 件

※ 町職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況（平成25年度）

職員の研修の状況については、次のとおりです。

①階層別研修（7講座）	受講者	45人	③派遣専門研修（4講座）	受講者	4人
新任職員研修〔前期・後期〕		22	市町村中堅幹部養成研修		1
吏員基礎研修（5年経過）		5	地方公営企業の消費税研修		1
吏員継続研修（11年経過）		6	用地交渉折衝能力向上研修		1
新任係長研修		5	国土交通大学		1
現任係長研修		4	④特別研修（10講座）	受講者	185人
新任主幹研修		1	新人公開セミナー（マナー研修）		8
新任所属長研修		2	新任職員事前研修		9
②専門研修（11講座）	受講者	13人	新任職員実地研修		11
政策形成能力開発研修		1	議会傍聴研修		11
マニュアル作成研修		1	ヒューマンエラー・マネジメント研修		51
住民満足度（CS）向上研修		1	健康講演会（メンタルヘルス研修）		40
コミュニケーション研修		1	防火管理者研修		6
タイムマネジメント研修		1	通信教育講座		7
クレーム対応研修		1	予算執行に関する研修会（財政係）		23
ハードクレーム対応研修		1	財務会計に関する研修会（会計係）		19
公会計制度に関する研修（上級）		1			
議会答弁書作成研修		2			
とやま夏季大学		1			
パソコン研修（access）		2			

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の勤務成績の評定の状況は、次のとおりです。

ア 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司が評定者となり、その職員の知識・技能、理解力、創意工夫力、表現・応対力等の能力評定、服務規律、責任制、積極性、協調性、コスト意識の態度評定、仕事の質・量の業務評定について項目毎に評価を行った上で、A～Eの5段階評定で総合評価を行います。

イ 評定期期

評定は4月1日から9月30日まで、及び10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に、年2回実施し

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業

主 な 項 目	対 象 者 等	実施状況
・ 定期健康診断	全職員	178 人
・ 人間ドック	40歳、50歳節目年齢の職員	10 人
・ 一般健康相談	希望職員	随時
・ 健康管理講演会 （メンタルヘルスについて）	係長・主査級の職員及び未受講者	40 人

平成25年度決算額 1,712千円

(2) 福利事業

職員サークル活動助成（2サークル） 平成25年度決算額 69千円

(3) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として富山県市町村職員共済組合に加入
当該共済組合により短期給付（医療保険）、長期給付（年金）、ほか福祉事業が行われています。